創薬ベンチャーエコシステム強化事業／ベンチャーキャピタルの認定

No.	質問	回答（AMED）	掲載日
1．事業･公募概要			
1-1	認定VCの公募は毎年行われますか。	年数回定期的に実施を予定しています。	2023年10月6日
1-2	認定期間終了後の継続は可能ですか。	認定から2年度目に評価を行い認定更新の可否を確認します。更新が認められた場合には認定を2年度更新することができます。更新回数に制限はありません。	2023年10月6日
1-3	認定期間終了後、「その案件に限り認定VCとして活動を継続できる」とありますが、新たな創薬ベンチャーの公募に応募可能でしょうか。	認定期間終了後に、新規に創薬ベンチャーの公募に応募することはできません。	2023年10月6日
1-4	協調投資による創薬ベンチャーへの出資の場合、認定VC以外の出資者の出資も、AMEDの補助金交付の基礎額となる認定VCによる出資額にカウントされますか。	認定VC以外の出資者の出資額はカウントされません。なお、フォロア―認定VCの出資額をカウント対象とするかどうかは選択可能です。	2023年2月10日
2．応募要件･遵守事項等			
2-1	投資機能と事業化支援機能を別会社で分担し、両社間で委受託する場合、応募できますか。	公募要領2.1の注意書き※１をご確認の上、必ず申請前にご相談ください。なお、投資機能と事業化支援機能を別会社で分担できるのは、別会社が完全親子関係、または、兄弟関係である場合に限られます。	2026年4月14日
2-2	納付義務について、「補助金の交付決定を受けてから1年以内に株式を売却した場合」とありますが、どの時点を起点として1年ですか。	初回は創薬ベンチャーを採択後初めて補助金を交付したとき、2回目以降はステージゲート通過後新たにAMEDから交付決定を受けたときを起点とします。	2023年2月10日
2-3	フォロワー認定VCにも納付義務は課されますか。	リードの認定VCと同様、AMEDの補助金交付額算出の基礎となる認定VC出資額に含まれている場合、納付義務が発生します。	2023年2月10日
2-4	フォロワー認定VCに納付義務が課された場合、認定は取り消されますか。	フォロワー認定VCにも納付義務が課されますが、認定は取り消されません。	2023年2月10日
2-5	必須要件①の「創薬ベンチャーに対して特に質の高い支援」とはどのようなものでしょうか。	公募要領4.2.2 に示す4つの評価項目において、非常に高い評価を獲得することを指します。	2023年3月2日
2- 6	必須要件④⑤の「ハンズオンを行うメンバーであり投資の意思決定に対し専門的な助言を行うメンバー」はどのような人が該当しますか。	貴社において、投資の意思決定を行うメンバーに準ずる主要メンバーとして、投資の意思決定を行うメンバーへの助言を行い、ハンズオンを行う方となります。	2023年3月2日
2-7	必須要件⑤の「グローバルでの治験を行った経験、グローバルでの治験をハンズオン支援した経験等」での「グローバル経験」とは何を指しますか。	日本以外の国における経験を指します。特に米国を念頭において審査します。	2023年3月2日
2-8	リードの定義はありますか。	本事業では、一つの資金調達ラウンドにおいて、出資者（製薬企業等の事業会社を除く）の中で最も多く出資しており、資金調達やハンズオンについて主導的な役割を果たしている場合をリードとします。 出資者（製薬企業等の事業会社を除く）の中で最も多く出資していない場合であっても、リードとして認めることがあります。該当する場合は、リードとして参画していると判断できる理由について、申請書（別添_2a）出資実績の備考に記入してください。	2023年10月6日
2-9	申請書別添の（別添_1）法人概要について、日本の法人である必要はありますか。	公募要領及び認定契約書に則って認定VCとしての業務が履行可能であれば、日本の法人である必要はありません。	2024年5月20日
2-10	製薬企業の関係法人であるCVCも応募できますか。	製薬企業のCVCも応募可能です。ただし、次の2つの要件の両方に該当する場合は応募要件を満たしません。 - CVCの投資の意思決定を投資業務を主としない法人（事業会社（たとえば製薬企業））が行っている。 - CVCの投資が事業会社（たとえば製薬企業）のバランスシートから行われている。	2024年5月20日
2-11	認定VCに採択されるためには、当該VCが日本に拠点を有している必要はありますか。	応募にあたってVCが必ずしも日本に拠点を有している必要はありません。しかし、本事業の趣旨に則り、日本の創薬シーズの発掘および投資先となる日本の創薬スタートアップへのハンズオン支援の実効性の観点から、審査過程において日本に拠点を有している方がより高く評価される可能性があります。	2025年10月30日
3．審査方法･スケジュール等			
3-1	ヒアリング審査（面接審査）の実施日は調整可能でしょうか。	ヒアリング審査（面接審査）の実施日の調整はお受けしておりません。	2023年2月10日
3-2	ヒアリング審査（面接審査）はオンラインで参加可能ですか。	ヒアリング審査の対象となりましたら連絡させていただきます。	2023年2月10日
3-3	必須要件の「投資の意思決定」とはどのレベルの意思決定を指しますか。	ジェネラルパートナーやパートナー等の、責任のある者が行う意思決定を想定しています。	2023年2月10日
3-4	必須要件①「1/3以上を創薬分野に投資していること」について、1/3の対象となる「創薬分野」にはどのようなものが含まれますか。	医薬品や再生医療等製品の開発に加え、医薬品や再生医療等製品のシーズを創出する技術（創薬プラットフォーム技術）など創薬に関する技術開発を対象とします。 なお、以下に例示する技術は対象外です。 ・医療機器/医療技術 ・DTx（治療用アプリ、VR） ・研究試薬開発、解析サービス、非臨床試験受託 ・臨床検査 ・診断薬開発 ・AI 等	2023年2月10日
3-5	必須要件①「1/3以上を創薬分野に投資していること」の「創薬分野」と、「ライフサイエンス分野への出資を行うことに特化したファンド」の「分野」の定義は同じですか。	異なります。 本事業におけるライフサイエンス分野の定義は次の通りです。 ヒトを対象とした、医薬品や再生医療等製品の開発に加え、医薬品や再生医療等製品のシーズを創出する技術（創薬プラットフォーム技術）など創薬に関する技術開発、および医療機器/医療技術、DTx（治療用アプリ、VR）、研究試薬開発、解析サービス、非臨床試験受託、臨床検査、診断薬開発、AI等に関する技術開発を対象とします。	2026年10月13日
3-6	「ライフサイエンス分野への出資を行うことに特化したファンド」の定義を教えてください。	基本的な考え方としては、当該ファンドのうちベンチャー企業への出資に用いる資金の100%をライフサイエンス分野に投資するファンドを想定していますが、当該ファンドを運用するメンバーなども含め総合的に判断いたします。	2026年10月13日
3-7	「ライフサイエンス分野への出資を行うことに特化したファンド」は、運用期間が終了しているものも含まれますか。	含まれます。	2026年10月13日
3-8	ヒアリング審査（面接審査）での発表を英語で実施してもよいでしょうか。	ヒアリング審査時に英語で説明と質疑を行うことは可能です。ただし、評価委員からの質問は日本語となりますので、日本語対応が可能な方（通訳等）の同席をお願いいたします。	2025年10月30日

No.	質問	回答（AMED）	掲載日
4．応募の手続き等			
4-1	提案書類の差し替えは可能ですか。	締め切り前は差し替え可能です。締め切り後の差し替えは受け付けません。	2023年2月10日
4-2	申請の意思表明と問い合わせは別のメールにする必要はありますか。	別のメールで行ってください。別メールにし、それぞれ公募要領に記載の件名を記載して送信してください。	2023年2月10日
4-3	応募の受理メールが来ない場合はどうすれば良いですか。	公募締め切り後、1週間経過後もメール連絡が来ない場合は、メールにて問い合わせてください。	2023年2月10日
4-4	英語(もしくは他の言語)で申請が可能ですか。	申請書および申請書別添1～7は、日本語または英語でご提出ください。その他の提案書類で外国語を用いる場合は英語を使用して下さい。	2023年10月6日
5．その他			
5-1	創薬ベンチャー公募はいつ頃行われますか。	年数回定期的に実施を予定しております。	2023年10月6日